

○財務省告示第三百六十六号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十七年度の初日から平成二十七年十月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（飼料用表を含む項にあつては、同年度の初日から同月三十一日までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項のオーストラリア産飼料用表の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を次のように告示する。

平成二十七年十一月三十日

財務大臣 麻生 太郎

一 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品について、平成二十七年度の初日から平成二十七年十月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	トン

一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二
三、 六六三トン	四四九トン	三三三、 八六一トン	七四四、 九二二トン	三、 二五九、 七〇九トン	三七、 五五五トン	一三、 〇五一トン	五、 三八三トン	二二、 三四八トン	一六・ 七トン	六トン	二二トン	六七二トン	二七、 六一八トン	一五トン	一・ 八トン

二九		二〇六トン
二八		七トン
二七		八、五七七トン
二六		三、二二八トン
二五		〇トン
二四		三九トン
二三		三、三九四トン
二二		二七二トン
二一		一五、〇二七トン
二〇		二八一トン
一九		七九一トン
一八		八、四三四トン
一七		七九、二〇三トン

二 関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十七年度の初日から平成二十七年十月三十一日までの飼料用麦を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項のオーストラリア産飼料用麦の輸入数量を

当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸 入 数 量
一三	三、二五九、七〇九トン
一四	七一四、一七七トン